

告示

埼玉県告示第七十号

埼玉県土地利用基本計画を令和七年一月二十四日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県土地利用基本計画（計画図）の地域区分の変更

森林地域								農業地域	変更した地域区分
寄居町	滑川町	毛呂山町	日高市	深谷市	本庄市	飯能市	熊谷市	さいたま市	変更した地域が所在する市町村
縮小								縮小	拡大又は縮小の別
一ヘクタール	二ヘクタール	三ヘクタール	四ヘクタール	三ヘクタール	二ヘクタール	十七ヘクタール	五ヘクタール	七ヘクタール	変更部分の面積